

役員及び評議員の報酬及び旅費に関する規則

(昭和 58 年 3 月 16 日 規則第 3 号)

(目 的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人天童福祉厚生会役員の報酬及び旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第 2 条 役員の報酬は、次に掲げる報酬の額に、当会が加入する役員賠償責任保険における法人訴訟担保特約保険料相当額を加えた額とする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、次に掲げる報酬は支給せず、役員賠償責任保険における法人訴訟担保特約保険料相当額を報酬として支給する。

| | | |
|-----|-----|-----------------------|
| 理事長 | 年報酬 | 600,000円 (月額 50,000円) |
| 理 事 | 〃 | 100,000円 |
| 監 事 | 〃 | 100,000円 |

2 理事長の報酬支給日は、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日の場合はその前日とする。

3 理事、監事の報酬支給日は毎年度末とする。ただし、年の途中において異動があった場合は日割計算とし、異動があったときに支給する。

(旅 費)

第 3 条 旅費規程は別に定める。

(費用弁償)

第 4 条 役員及び評議員が職務執行及び会議等に出張したときは、次のとおり費用を弁償するものとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては弁償しない。

| | | |
|-----|--------|--------|
| 1 回 | 1 人につき | 5,500円 |
|-----|--------|--------|

附 則

この規則は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

一部改正

この規則は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

一部改正

この規則は昭和 62 年 9 月 9 日から施行する。

附 則

一部改正

この規則は平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

一部改正

この規則は平成10年4月1日から適用する。

附 則

一部改正

この規則は平成16年4月1日から施行する。

附 則

一部改正

この規則は平成20年12月25日から施行する。

附 則

一部改正

この規則は平成29年4月1日から施行する。

附 則

一部改正

この規則は平成29年4月20日から施行する。